2　競争参加資格

下記＜１＞に掲げる競争参加資格のすべての事項に該当する者を指名する。指名した者に対し、下記＜２＞に掲げるヒアリングを行う。

＜１＞　一次審査

申請書及び資料を提出した者で、下記⑴から⑾までの要件を満たす者のうち、加算点の上位５者程度に含まれる者であること（５者を上限とし、選定枠内の加算点の最下位得点者が複数の場合は、そのすべての者を含む。）。加算点の算出方法は、入札説明書による。

なお、下記⑴から⑾までの要件をすべて満たす者の数が５者に満たない場合は、要件を満たす者すべてについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⑴は、第１号２＜１＞⑴に同じ。

⑵　近畿地方整備局における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」に係る認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶は、第１号２＜１＞⑷に同じ。

⑷　平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式が、鈑桁橋及び単純箱桁橋（ただし、鋼床版鈑桁橋及び単純鋼床版箱桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が55m以上の製作・架設工事。

㋒　現場打ち鉄筋コンクリート床版（鋼・コンクリート合成床版を含む。）の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、床版工事の施工実績については、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に確認できる内容が登録された工事についても、工事内容（床版工事）が確認できる契約書等の写しを提出すること。

また、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋔から㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋔　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋕　橋梁形式が、鈑桁橋及び単純箱桁橋（ただし、鋼床版鈑桁橋及び単純鋼床版箱桁橋は含まない。）を除く鋼橋の製作・架設工事。

㋖　上記㋔及び㋕は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、架設据付現場の配置予定技術者と製作現場（工場）の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、製作現場（工場）の配置予定技術者は下記⑹の工事の経験以外の資格を有する者であること。

⑹は、第１号２＜１＞⑹⑷に同じ。

⑹　平成９年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（上記⑷㋐及び㋑は同一工事の経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺及び⑻は、第１号２＜１＞⑹⑺及び⑻に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑷から⑻までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑹から⑾までは、第１号２＜１＞⑺から⑿までに同じ。

＜２＞は、第１号２＜２＞に同じ。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑷　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㋐　鋼橋の耐久性の確保、向上（鋼・コンクリート合成床版を除く。）のための工夫とその効果

⑹から⑻までは、第１号３⑴⑹から⑻までに同じ。

⑵　提案について

⑷　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鋼橋の耐久性の確保、向上（鋼・コンクリート合成床版を除く。）のための工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を加算点とする。

⑹及び⑺は、第１号３⑵⑹及び⑺に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　村上　智紀　電話06―6942―1141㈹

⑵から⑷までは、第１号４⑵から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　上記２＜１＞に掲げる競争参加資格のすべての事項に該当する者のうち、上位５者程度に指名され、技術提案書のヒアリングを受けた者（ヒアリングに配置予定技術者が出席しなかった者を除く。）は、次に従い入札書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷から⑹までは、第１号４⑸⑷から⑹までに同じ。

⑷　開札は、平成24年12月５日午後１時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5は、第１号５に同じ。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Steel Tamade No. 1 bridge in Yamato Gose Road

⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141